# 田辺市スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費 補助金交付申請について

企業の研修旅行

にも使えます!

# 補助対象(期間等)

令和5年4月1日~令和6年3月31日に、市内の宿泊施設(田辺スポーツパーク除く)に10人以上の団体で20人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿、教育旅行等及びMICE(会議・研修)を実施する団体の主催者又は、企画・造成を行う旅行業者に対して下記のとおり補助金の交付を行います。

※スポーツ合宿については、市内宿泊の当日又は翌日に、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会に 属する市町村内に所在地を有する体育施設を利用する必要があります。

## 補助額

宿泊延べ人数×1,000円(最大200人泊/200,000円)を補助します。

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。(先着受付順になります。) ※1団体旅行あたり200,000円までといたします。

※田辺市団体旅行特別誘致促進事業費補助金との併用はできません。

# 補助金交付までの事務的な流れ

#### 由請者

補助金交付申請書(様式第1号)を<u>田辺市観光振興課</u>(以下「観光振興課」という。)へ提出(申請) 添付書類 ・旅行の日程が記載されている書類(行程表やタイムスケジュール等)

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/hojojigyo.html

### 観光振興課

内容審査後、適当と認めたとき交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知

宿泊延べ人数(補助額) の変更がない場合

交付決定を受け団体旅行を実施

申請者

変更決定通知を受け団体旅行を実施

#### 申請者

実績報告書兼交付請求書(様式第5号)を観光振興課へ提出

添付書類

- ・旅行の日程が記載されている書類(行程表やタイムスケジュール等)・参加者名簿
- 宿泊者数等証明書

#### 観光振興課

内容審査後、適当と認めたとき額の確定を通知(様式第6号)するとともに、補助金を交付

# お問合せ先 田辺市観光振興課

[所在地:〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp HP:http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html



補助額(宿泊延べ人数)が増える場合

※減額の場合は変更・中止承認申請書の省略可